

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、公告する。

令和6年12月12日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌



## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気

1年間予定使用電力量 19,784,600 kWh

### (2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約（需給）期間

令和7年4月1日0時00分から令和9年3月31日24時00分まで

### (4) 需給場所

広島市南区向洋沖町1番1号

太田川流域下水道東部浄化センター

### (5) 入札方法

総価で入札に付する。

### (6) 入札書等の記載方法

消費税及び地方消費税（10%）を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その全部を切り捨てるものとする。）を入札書等に記載すること。

### (7) その他

上記(1)の予定使用電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの使用実績に基づくものであり、天候等により変動する。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。）によって「61I電力供給」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社

の入札等の参加制限及び広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (4) 需給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

### 3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

#### ア 交付場所

〒734-0056 広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社（東部浄化センター）

電話 (082) 286-8200

#### イ 交付期間

令和6年12月12日（木）から令和6年12月26日（木）まで（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、随時交付する。

#### ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、公社ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の「角2型封筒1枚」及び「270円分の切手」を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

#### イ 提出先

上記(1)アの場所

#### ウ 提出期限

令和6年12月26日（木） 午後4時30分

#### エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

#### オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年1月8日（水）までに通知（発送）する。

- (3) 入札書の提出方法

持参又は郵送等による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月23日（木）午前10時00分

ただし、郵送等による場合は、令和7年1月22日（水）午後4時30分までに必着することとする。

イ 場所

広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社（東部浄化センター） 2階会議室

ただし、郵送による場合は上記(1)アの場所に提出することとする。

ウ その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出はできないこととする。

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内であり、かつ最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

5 その他

- (1) 前各項及び前各号に掲げるもののほか、別紙一般競争入札公告共通事項（電気調達）及び入札説明書による。

(2) 契約における特約事項

この入札による契約は、公益財団法人広島県下水道公社の令和7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。

6 問い合わせ先

〒734-0056 広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社（東部浄化センター）

電話（082）286-8200

## 一般競争入札公告共通事項（電気調達）

### 1 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外措置の対象となっていないこと
- イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件調達業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分であって、すでに広島県が行った指名除外措置の措置理由たる事情の全部又は一部がその処分理由と重複しているものを除く。）を受けていないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなってから5年を経過しない者又はこれらの者が事実上支配していると認められる団体若しくはその構成員でないこと

### 2 入札参加資格確認申請書等について

- (1) 入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- (2) 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加させない。

また、後日、入札等の参加制限の措置を行うことがある。

### 3 入札方法等

- (1) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
  - ア 入札に参加するものに必要な資格のない者が入札を行ったとき
  - イ 入札を取り消すことができる制限行為者の意思表示であるとき
  - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
  - エ 入札者が二以上の入札をしたとき
  - オ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき
  - カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき
  - キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
  - ク 再度入札をした場合においてその入札が一であるとき
- (2) 開札の結果落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじを辞退することはできない。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に係るのない公社職員が代わってくじを引くこととする。

### 4 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### 5 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。